

教職員と生徒等との連絡手段に関わる校内規程

北海道余市紅志高等学校

- 1 職員が生徒から携帯電話番号や電子メールアドレス等(以下「電話番号等」という。)の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限ることとし、必ず管理職の許可を得た上で行うこと。また、職員が生徒に対して自身の電話番号等を提供する際も、同様とし、情報の種類や提供先の範囲を明確化すること。
- 2 連絡内容の範囲は授業、部活動、安全上の緊急連絡に限る。
- 3 生徒から、メール等を利用して、個人的(私的)な悩みなどについて相談があった場合、電子メールでの相談は行わず、管理職に報告後、複数の教員により直接面談する。
- 4 職員と生徒または保護者等との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等による私的な連絡等を行わないこと。
- 5 使用しなくなった生徒等の電話番号等は直ちに削除すること。

関係通知

- ・平成27年(2015年)3月27日付け教職第3227号
- ・令和4年(2022年)7月27日付け教生学第481号
- ・令和6年(2024年)7月24日付け教生学第614号